

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年度富士見市一般会計補正予算（第10号）（別紙）

平成27年3月31日

富士見市長 星 野 信 吾 印

平成26年度富士見市一般会計補正予算（第10号）

平成26年度富士見市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

変更

款	項	補 正 前	
		事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	道 路 修 繕 事 業	6 8, 1 5 5
		幹 線 道 路 整 備 事 業	1 0, 4 0 0

(単位 千円)

補 正 後	
事 業 名	金 額
道 路 修 繕 事 業	1 4 1, 8 5 5
幹 線 道 路 整 備 事 業	2 7, 2 0 5